平成 17 年 3 月 7 日 教育委員会規則第 38 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、赤磐市文化財保護条例(平成17年赤磐市条例第111号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定の申請)
- 第2条 条例第3条第1項の規定により、赤磐市指定文化財の指定を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した書面及び写真を添えて赤磐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 建造物である有形文化財又は有形民俗文化財
    - ア 名称
    - イ 員数
    - ウ 所在の場所
    - エ 所有者の氏名又は名称及び住所
    - オ 構造、形式及び高さその他大きさを示す事項
    - カ 建築の年代又は時代
    - キ 創建及び沿革
    - ク 棟札、墨書その他参考となるべき事項
  - (2) 建造物以外の有形文化財又は有形民俗文化財
    - ア 名称
    - イ 種類
    - ウ 員数
    - エ 所在の場所
    - オ 所有者の氏名又は名称及び住所
    - カ 品質及び形状
    - キ 寸法又は重量
    - ク 作者
    - ケ 製作の年代又は時代
    - コ 画賛、奥書、銘文等
    - サ 伝来その他参考となるべき事項
  - (3) 無形文化財
    - ア 名称
    - イ 内容
    - ウ由来
    - エ 保持者の氏名、生年月日、性別、住所、経歴その他保持者に関する事項又は 保持団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名その他保持団体に関する事項 オ その他参考となるべき事項
  - (4) 無形民俗文化財
    - ア 名称
    - イ 保持者の氏名、生年月日、性別、住所、経歴その他保持者に関する事項
    - ウ 内容(音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財にあっては、使用楽器、衣裳 及び曲目等を含む。)
    - エ 行われる時期及び場所
    - オ 由来
    - カ その他参考となるべき事項
  - (5) 記念物
    - ア 種別及び名称
    - イ 員数及び範囲
    - ウ 所在地の地番、地積及び地目

- エ 所在地の所有者又は管理者の住所、氏名
- 才 現状
- カ その他参考となるべき事項
- キ 指定の理由

(指定書)

- 第3条 条例第5条第1項に規定する指定書の様式は、様式第1号によるものとする。
- 2 指定書の交付を受けた者が指定書を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会にその再交付を申請することができる。
- 3 指定書の交付を受けた者が指定の解除を受けたときは、解除の通知を受けた日から 20日以内に指定書を教育委員会に返付しなければならない。 (届書等の様式)
- 第4条 次の各号に掲げる届書等の様式は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 条例第9条第1号の規定による変更の届出 様式第2号
  - (2) 条例第9条第2号の規定による選任、変更又は解任の届出 様式第3号
  - (3) 条例第9条第3号の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出 様 式第4号
  - (4) 条例第9条第4号の規定による滅失、損傷、亡失又は盗難の届出 様式第5号
  - (5) 条例第9条第5号の規定による変更の届出 様式第6号
  - (6) 条例第9条第6号の規定による変更の届出 様式第7号
  - (7) 条例第9条第7号の規定による変更又は解散の届出 様式第8号
  - (8) 条例第10条の規定による許可の申請 様式第9号

(補助金交付の申請)

- 第5条 条例第13条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、指定文化財補助金交付申請書(様式第10号。以下「申請書」という。)に当該文化財の写真及び 所有者の最近3年の収支決算の概要を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 第6条 条例第13条の規定による補助金の交付を受けた者が申請書の記載事項に変更の必要を生じたとき、又は管理、修理若しくは復旧を完了したときは、速やかに施行の経過その他必要と認められる事項を記載した書類、経費精算書及び完成後の写真を教育委員会に提出しなければならない。

(指定文化財台帳)

第7条 教育委員会に、赤磐市指定文化財台帳を備える。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山陽町文化財保護条例施行規則(昭和42年山陽町教育委員会規則第1号)又は熊山町文化財保護条例施行規則(昭和36年熊山町規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## 以下様式省略

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第 4 号(第 4 条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

樣式第 7 号(第 4 条関係) 樣式第 8 号(第 4 条関係) 樣式第 9 号(第 4 条関係) 樣式第 10 号(第 5 条関係)